土地家屋所在図整備事業

事業の概要 実施方針

土地家屋における地目変更や新増改築、取壊しといった通常異動処理に加え、東日本大震災の影響による取壊しや代替新築家屋について、課税漏れや課税誤りの無いように、平成26年度 より平成31年度までの6ヵ年をかけ、町内全域の家屋を対象とした現地調査を行い、課税台帳と の精査を行い適正課税に努めます。

	実施方	法・手段・スケジュール等	前期の実施状況(いつ・何を行ったか)
進行管理	前期	・通常異動処理について 6月 法務局からの登記異動通知書を基に平成29年度課税に向けた土地家屋異動入力を開始します。 ・家屋全域現地調査について 6月 実施市町村視察 7月までに、本年度の現地調査計画を策定し、平成28年度分の現地調査に係る業務委託を発注します。(約1,400件矢吹地区) 9月 前年度未確定箇所(三神地区)の現地調査を行い地図情報システムと課税データの精査を行います。	・通常異動処理について 6月より異動入力開始。1~8月間の異動内容 について、随時入力。 ・家屋全域現地調査について 6月 実施市町村の課税状況の把握。 7月 平成28年度分の現地調査業務委託(矢吹地区1次調査)を発注。(約1,319件) 8月 三神地区2次調査資料の作成(387件) 9月 三神地区2次調査(該当建物無等)の開
	後期	・通常異動処理について 異動入力を終えたものから、随時新年度の課税データの精査及び最終チェックを行います。 ・家屋全域現地調査について 10~2月 前年度未確定箇所(三神地区387件)の現地 調査を行い地図情報システムと課税データの精査を行います。	始。

成果目標:数值目標等

- ・通常異動処理
- 平成28年中に新たに異動のあった内容について、3月末までに次年度の課税台帳に反映しま す。
- 家屋全域現地調査

一棟一筆調査の一環として平成24年度に実施した衛星写真を使用した家屋基礎データ作成業 務(約11,000棟)の内、課税台帳の精査及び確認が必要な物件が約4,500棟あるため、それらの 現地調査を平成26年度より実施し、再調査及び課税事務を平成31年度までに完了をさせます。 なお、当該事業完了後は、それらの調査データ等をもとに、一棟一筆調査を継続して行い適正

日標管理

目標に対する前期までの成果	目標に対する達成率	
·登記異動入力済件数 1.398件/1.748件		
· 家屋評価件数 49件/140件	45	0/
· 矢吹地区1次調査件数 200件/1,319件	40	70
·未確定家屋現地調査件数 (三神地区 2 次調査) 14件/74件		

目標達成に向けての後期の取り組み

- ・入力処理や現地調査等の内容、及び課税台帳への反映について、誤りや漏れが無いように複 数名でチェックを行い、次年度課税が適正に行われるように努めます。
- ・三神地区2次調査については、調査対象を「該当建物物件無」のみへ変更するため、調査件 数は、当初の387件から74件となります。

収納率向上対策事業

事業の概要 実施方針

収納率向上のため、滞納者への的確な実態調査と臨戸訪問、文書催告および納税相談の充実 により納税意欲の向上を図り、さらに公金徴収の一元化により、効果的・効率的な滞納処分を 実施します。また、広域圏滞納整理課への移管及び地方税法第48条による個人の県民税に係る 徴収及び滞納処分の特例により未収金の縮減に努めてまいります。

	実施方	法・手段・スケジュール等	前期の実施状況(いつ・何を行ったか)
進行管理	前期	4~5月 27年度未納者の納税促進(催告書・電話催告) 5月 28年度時効防止対策・電話催告(全課員) 6月 催告書送付(過年度)・滞納処分開始(過年度・ 一元化) 7月 町外滞納者実態調査開始・執行停止調査 8月 催告書送付(分納誓約者)・国保税滞納者臨戸訪問 9月 臨戸徴収(全課員 過年度・分納誓約者) 随時 納稅折衝	4月 催告書発送·広域圏移管協議 5月 電話催告·欠損事案着手·広域圏移管完了 6月 催告書発送·滞納処分開始(過年度)·県 税部48条移管協議 7月 町外滞納者実態調查·執行停止調査開始· 介護保険料移管通知発送·県税部48条移管完了 8月 催告書発送 9月 臨戸(国保税徴収強化)·幼稚園保育園保 育料移管決定通知発送
	後期	10月 催告書送付(過年度) 11月 催告書送付(現年度) 12月 電話催告(全課員) 1月 現年度滞納処分開始 2月 所得税還付金差押 3月 催告書発送(現年度) 随時 納税折衝	H 1719 B // AL AL AH JUAC

成果目標:数值目標等

町税現年度課税分は、過去3年の最高徴収率を目標とします。

町民税 現年度課税徴収率 98.30% 固定税 現年度課税徴収率 98.00% 現年度課税徴収率 軽自税 96.68% 国保税 現年度課税徴収率 91. 13% 現年度課税徴収率 98.88% 介護料

現年度課税徴収率 99.84% 後期料 滞納繰越分は、過去3年間の平均収納額を目標といたします。

日標管理

目標に対する前期までの成果	目標に対する達成	戓率
・現年課税分 9月末日 (%) 28年 27年 26年 25年 町民税 35.52 37.10 36.93 36.91 固定税 65.74 64.59 63.43 62.88 軽自税 93.25 93.34 93.45 93.08 国保税 33.56 33.26 33.80 33.06 ・滞納繰越分 9月末日 (千円) 28年 27年 26年 25年 収入額 41.267 70,336 47,609 43,468	50	%

目標達成に向けての後期の取り組み

・年間行動計画を基本にきめ細やかな納税相談を実現させ、特に現年度滞納額が繰越にならぬ よう、徴収強化として10月に臨戸徴収、12月に電話催告を課内全職員で実施、1月には、現年度 の滞納整理として調査・処分に取組みます。また、悪質滞納者に対しては、町税及び公課に係 る徴収一元化により、効率的な滞納整理を執行し、さらに県南県税部・広域圏滞納整理課と情 報を共有連携し滞納額の圧縮に努めます。

各税目等の課税通知やリーフレットに、「課税根拠」、「納付方法」、「各種減免等の申請」 等を記載し、情報発信を行います。さらに、町のホームページや広報誌により、町税に限らず 国税や県税等についても情報発信を行います。

行財政改革実行計画

事業の概要・ 実施方針

国代や宗代寺についても情報発信を行います。 また、当初課税通知送付時に、滞納することによる「行政サービスの制限」、「健康保険証の 有効期限の短縮」等のペナルティが課されることについての周知を行い、納期限内の納付を啓 発します。

	実施方	法・手段・スケジュール等	前期の実施状況(いつ・何を行ったか)
進行管理	前期	5月 「平成28年度納税ごよみ」の全戸配布 5月 軽自動車税、固定資産税に関する情報の提供 6月 町県民税に関する情報の提供 7月 国民健康保険税、介護保険料に関する情報の提供 8月 後期高齢者医療費保険料に関する情報の 提 供 9月 「税を考える週間」に伴う啓発活動の実施	5月 「平成28年度納税ごよみ」全戸配布。軽自動車税、固定資産税納付について広報掲載6月 町県民税の納付について広報掲載7月 国民健康保険税、介護保険料の納付について広報掲載8月 後期高齢者医療費保険料の納付について広報掲載。固定資産税「家屋の現地調査」のお知らせを広報掲載。
	後期	12月 町内小学校において「租税教室」の開催 1~2月 所得税、住民税申告に関する情報の提供 3月 軽自動車の移転・抹消手続きに関する情報の提供	周知をした。

成果目標·数值目標等

町のホームページや広報誌、又は啓発活動の実施等により、毎月税に関する情報の提供、発信 を行います。

目標管理

目標に対する前期までの成果 ・広報やHPにより、町税及び税関連の情報を発信しました。また、各税の発送時には課税の根拠や納付に関する情報などを添付することにより、納税者へ直接周知をしました。		
各税の発送時には課税の根拠や納付に関する情報などを添付すること	目標に対する達	成率
	50	%

目標達成に向けての後期の取り組み

・HP作成方法の職員の理解度を高め活用すると共に確定申告や税関連の情報を発信し、税に 関する町民の理解を深めるよう努めます。

事業の概要

実施方針

4

税の賦課徴収業務に携わる職員は、毎年行われる税制改正等の法令を理解することももちろん必要ですが、現在、業務のほとんどを電算システムで行うため、これらシステム等の操作方法を理解することも併せて重要となります。担当職員の不在時や人事異動による事務引継ぎ時において行政サービスを低下させないために、システムの操作方法を含めた各業務の事務処理マニュアルの作成、見直しに努めます。

	実施方	法・手段・スケジュール等	前期の実施状況(いつ・何を行ったか)
進行管理	前期	随時 既存マニュアルの見直し	・総合窓口に移管した業務のマニュアル見直し ・税制改正該当箇所のマニュアル追加(町県民 税年金特徴)
	後期	随時 既存マニュアルの修正 3月まで 平成28年度版作成	

成果目標·数值目標等

次年度以降の業務に活用できるよう、現在作成されているマニュアルの見直しを行い、平成 28年度版のマニュアルを完成させます。

目標管理

目標に対する前期までの成果	目標に対する達成	戓率
総合窓口へ移管した業務については、総合窓口課と随時協議し、変更が必要な箇所を修正しました。また、賦課・徴収に係る既存のマニュアルについては、税制改正の内容を追加し、新規の事務や頻繁に実施しない不慣れな事務にも対応できるよう見直しました。	50	%

|目標達成に向けての後期の取り組み

毎年実施される税制改正の内容を踏まえて、事務処理内容に変更が生じた場合には随時、マニュアルを修正し、公平適正な賦課徴収に努めます。また、来年度の申告から申告書へのマイナンバーの記載が始まり、マイナンバーによる個人情報の利用、提供事務が本格化することから、これらの事務に遺漏のないように、再度、マニュアル及び事務処理内容の確認を行ないます。

課員一人一人がコスト削減の意識を持って業務に当たり、可能な限り経費の節減に努めます。 また、業務で使用する各システムの連携について、ベンダーと協議を行い、システムの効率化 を図ります。

事業の概要・ 実施方針

	実施方	法・手段・スケジュール等	前期の実施状況(いつ・何を行ったか)
進行管理	前期	・事務用品の共有化 ・両面印刷の徹底 ・退席時の電源OFFの徹底 ・徴収一元化に伴う基幹システム (FIC) と滞納システム (AIC) の連携協議については、滞納システムが平成28年度で満了となるため、更新契約の際に経費節減出来るよう事前協議を実施する。	4月~ メール印刷物の抑制、内部文書等の裏面利用、パソコンの省電力設定(不使用モニター電源OFF)を行うよう、課内会議で徹底し課員が共通意識を持って取り組みました。
	後期	・事務用品の共有化 ・両面印刷の徹底 ・退席時の電源OFFの徹底 ・徴収一元化に伴う基幹システム (FIC) と滞納システム (AIC) の連携協議については、滞納システムが平成28年度で満了となるため、更新契約の際に経費節減出来るよう事前協議を実施する。	

	成果目標·数値目標等		
	事務経費も含めた内部管理経費の5%削減(対前年比)		
目標管理	目標に対する前期までの成果	目標に対する	達成率
	・省電力設定 パソコン 全34台 ・事務所不在時の消灯の徹底	50	%
	目標達成に向けての後期の取り組み		
	・印刷を行う前のイメージプレビューにて誤りや無駄な印刷を行わない 底します。	ように、前期以.	上に徹

「第6次矢吹町行財政改革大綱」に基づき、行財政の健全化・効率化に取り組むため、税務課として今まで実施してきた事務事業の民間委託に加え、より一層の事務事業の民間委託の可能性について検討します。

事業の概要・ 実施方針

	実施方	法・手段・スケジュール等	前期の実施状況(いつ・何を行ったか)
進行管理	前期	県内県外を問わず、先進的に取り組んでいる自治体の事例(クレジット納付・電話催告等)について、情報を収集します。	6月 先進自治体の調査 7月 情報収集開始 須賀川市クレジット納付状況確認
	後期	情報収集した先進地での事例について、当町でも取り組みが可能かどうかについて、検討します。	

成果目標·数值目標等

当町において今まで取り組んできた以上の民間委託の可能性について、協議検討を行い、取り 組み可能なものについては、年度末までに導入スケジュールを作成します。

目標管理

目標に対する前期までの成果	目標に対する達成	成率
・電話催告等の情報収集 ・納付方法に関する情報収集	40	%

目標達成に向けての後期の取り組み

情報収集した先進地事例についての検証及び導入の検討を行います。

定型的に行われるルーティン業務について、事務の効率化や課内・係内の役割分担等の検討を 行い、長期間の時間外勤務とならぬよう職員の体調管理を充実させ労働管理を徹底し時間外勤 務の抑制を図ります。

事業の概要・ 実施方針

	実施方法・手段・スケジュール等		前期の実施状況(いつ・何を行ったか)
進行管理	前期	随時 ・課内会議、係内会議の開催 ・効率的な事務の検討 ・矢吹町税等の口座振替による収納事務取扱い要綱の改正について検討 ・収納確保委員会を開催し、口座振替済通知書を廃止について検討 ・助務のフレックス制についての協議検討(当初課税前の課税入力事務や収納率向上を図るための夜間の納税折衝・電話催告等の時間外に行わなければならない業務)	・課内会議や係内会議によるスケジュール管理 ・ノー残業デーの徹底 ・電話催告の際のフレックス勤務の試行
	後期	随時 ・課内会議、係内会議の開催 ・効率的な事務の検討 ・失吹町税等の口座振替による収納事務取扱い要綱の 改正について検討 ・収納確保委員会を開催し、口座振替済通知書の廃止 を検討 ・勤務のフレックス制についての協議検討(当初課税 前の課税入力事務や収納率向上を図るための夜間の納 税折衝・電話催告等の時間外に行わなければならない 業務)	

	成果目標·数値目標等					
	時間外勤務時間の抑制					
目標管理	目標に対する前期までの成果	目標に対する達成率				
	時間外勤務時間については、4月は人事異動や新たに移管された事務等への対応により勤務時間の抑制が図れませんでしたが、5月以降は、スケジュール管理やフレックス勤務の試行等により計画的に業務を遂行し、前年度に比べて1月平均20時間ほど時間外勤務を抑制できました。	50	%			
	目標達成に向けての後期の取り組み					
	後期は、年度末の徴収強化や次年度の課税に向けた確定申告といった、 繁忙期となりますので、引き続き課内会議や係内会議を開催しながら、 を遂行できるように努めます。	税務課にとって- 計画的・効率的I	一番のこ業務			